

練情審査発第 39 号

平成 24 年 3 月 22 日

練馬区長 殿

練馬区情報公開および個人情報保護審査会

自己情報部分開示決定に対する異議申立ての審査について（答申）

平成 23 年 11 月 16 日付け 23 練総情第 1024 号で諮問（諮問第 54 号）を受けた「保健相談所における相談記録」に係る自己情報部分開示決定に対する異議申立てについて、当審査会は、審査の結果を別紙のとおり答申いたします。

（答申第 39 号）

## 答申書（答申第 39 号）

### 1 審査会の結論

練馬区長（以下「実施機関」という。）が平成 23 年 10 月 11 日付けで行った、「保健相談所における相談記録」（以下「本件公文書」という。）に係る自己情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、練馬区個人情報保護条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 79 号。以下「条例」という。）上、適法かつ妥当であり、取り消す必要はない。

### 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、条例に基づく本件公文書の自己情報開示請求に対し、平成 23 年 10 月 11 日付けで実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

### 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、異議申立書において本件異議申立てに至る経過および理由についておおむねつぎのように主張している。

#### (1) 本件開示請求の趣旨について

異議申立人は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づく入院措置が講じられていた際、入院先医療機関において人格権、居住と移転の自由、財産権の自由を侵害されるなどの不法行為を被った。

特に、措置を解除するにあたり引越しを条件とされたが、この件に関して当該医療機関と実施機関の間で異議申立人の個人情報がどのように共有され、記録されているのか確認するために本件開示請求を行ったものである。

#### (2) 本件処分が違法（不当）であることについて

ア 本件処分における非開示の理由は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）が規定する非開示条件には当てはまらない。

イ 部分開示された本件公文書は、本件開示請求後に急いで作成された形跡がある。実施機関におけるこのような個人情報の管理方法は不適切なものである。

### 4 実施機関の説明の要旨

上記異議申立人の主張に対し、実施機関は非開示理由説明書において、本件公文書を非開示とした理由についてつぎのように説明している。

(1) 条例上の非開示理由

ア 本件公文書は、その記録内容から分類すると、異議申立人からみて「本人が立会った面談の記録」、「第三者と実施機関との相談や連絡等の記録」および「医療機関等の関係機関と実施機関との相談や連絡等の記録」の3つに大別することができる。

イ このうち、「第三者と実施機関との相談や連絡等の記録」に該当するその内容は、確かに異議申立人に関係する事柄ではあるものの、あくまでも異議申立人以外の第三者個人の考えや認識、意向を含んだ相談や連絡等に係る情報である。

ウ よって、当該情報は条例第19条の2第2号に規定する開示の請求者（異議申立人）以外の個人に関する情報であって、異議申立人の自己情報ではなく、また、同号における例外規定のいずれにも該当しないため、これを非開示としたものである。

エ また、「医療機関等の関係機関と実施機関との相談や連絡等の記録」に該当するその内容は、実施機関が相談対象者たる異議申立人について、退院後の地域での生活をどのように支援し、または環境調整をしていくべきかについて、関係機関との相談や連絡を行い、専門的助言を受けたやりとりに係る情報である。これらは、その目的から、当時の異議申立人についての病状判断や治療方針など専門的立場からの診療に係る情報そのもの、もしくは密接に関連があつて不可分の情報である。

オ 一般的に精神疾患においては、自己の病識が欠如していたり、自己の病状を正確に理解、把握できない場合があるため、誰がそのような判断をしたのかという情報も含めて病状や病名といった診療に係る情報の開示に当たっては、当該患者の精神状態や理解・判断能力、人間関係といった様々な要因を極めて専門的な立場から判断した上で慎重に行わなければならない。

カ この点を考慮せずにこれら診療に係る情報を開示することは、いたずらに患者本人の不信感を募らせ、医療機関をはじめとする関係機関への無用な誤解や反発を生じさせる可能性を伴うものであり、これら診療に係る情報は、適切な時期、段階、方法を以って主治医等関係機関それぞれの立場から患者本人に伝えるべきである。

キ 特に異議申立人については、当時、病状の急性期にあり、法令に基づいて本人の同意がなくてもその者を入院させることができるいわゆる措置入院をしている状態にあった。今般の開示請求ならびに異議申立ての理由において、異議申立人が実際にその処遇等に対して不服や不満を抱いていることを鑑みれば、十分な配慮なしにこれら診療に係る情報を開示することは、今後の支援や治療の妨げとなり、ひいては本人の健康な生活を害するおそれが高いものと判断し、条例第 19 条の 2 第 1 号に該当するものとして、これを非開示としたものである。

ク なお、「医療機関等の関係機関と実施機関との相談や連絡等の記録」に該当するその内容の中には、異議申立人以外の第三者から聞き取った情報が含まれている部分もあり、当該部分については、上記イおよびウに述べたとおり条例第 19 条の 2 第 2 号にも該当するものとして非開示としたものである。

#### (2)本件異議申立てに対する実施機関の意見

ア 異議申立人が主張する異議申立ての理由の大部分は、当時の措置入院に至った経緯、措置入院中の処遇や措置の解除決定に関しての不服や不満であり、このことを主な理由として条例に基づく自己情報の開示・非開示の適否を争うことは失当である。

イ また、異議申立人は、唯一行政機関個人情報保護法の非開示理由には当てはまらなると述べるのみで、具体的な理由を明らかにしていない。実施機関としては、条例の規定に基づいて適正に判断を行い、本件処分を行ったものである。

ウ なお、異議申立人は、本件公文書について、開示請求を受けて急いで作成された疑いがあると主張するが、そのような事実は一切なく、実施機関においては、重要な個人情報であるという観点からも日頃から相談記録については厳正に管理されているものである。

エ 異議申立人は、措置入院に関して不服や不満を持っていることを主張しているが、本件公文書を管理する保健相談所は、制度上、措置入院の決定や解除に係る意思決定や措置入院中の患者の処遇には直接関与することは一切なく、あくまでも退院後の地域での生活における支援を担う役割として関与してきたところである。この点、実施機関としては異議申立人に理解を求めるとともに今後も信頼関係の構築に努めていきたいと考える。

#### 5 当審査会の判断理由

当審査会の審査結果は、つぎのとおりである。

(1) 判断に当たっての前提

ア 当審査会は、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 81 号。以下「審査会条例」という。）第 1 条の規定に基づき設置されたもので、実施機関による自己情報の非開示等決定に対し異議申立てがあった場合において、条例第 29 条の規定に基づき実施機関の諮問に応じ、その非開示等決定が条例の解釈運用を誤ったものであるか否かについて審査して実施機関に答申する機関である。したがって、当審査会は、本件処分の是非を条例に則して判断するものである。

イ 条例第 19 条の 2 各号は、自己情報の開示請求に対し、例外的に当該開示請求に応じないことができる事項について定めている。

ウ 条例第 19 条の 2 第 1 号は、「開示の請求者の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報」に該当する場合は、これを開示しない旨規定している。

エ 条例第 19 条の 2 第 2 号は、「開示の請求者以外の個人に関する情報であって、開示の請求者以外の特定の個人を識別できるものまたは開示の請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示の請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する場合は、これを開示しない旨規定している。

オ 当審査会は、条例のこれらの規定に則して、本件処分の適否について判断する。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書は、保健相談所が地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）、精神保健福祉法および「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」（平成 12 年 3 月 31 日障第 251 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）に基づき、精神障害者の地域での生活を支援するための相談や訪問指導等の地域精神保健福祉業務を実施するために作成した相談記録である。

イ 実施機関の説明によれば、一般的に地域精神保健福祉業務における相談は、相談対象者本人からの相談だけでなく、本人の家族や地域住民、および連携が必要な医療機関をはじめとする関係機関からの相談や連絡を含むものであり、保健相談所では相談対象者毎にこれらの相談内容や対応経過を時系列的に整理・記録して管理しているものである。

ウ 本件公文書も上記イに記載のとおり、異議申立人を相談対象者として作成し、管理しているものである。

(3) 条例第 19 条の 2 第 1 号および第 2 号該当性について

ア 本件異議申立てを審査するに当たり、当審査会は、異議申立人に対して実施機関の非開示理由説明書に対する意見書の提出依頼および口頭意見陳述の希望の有無についての照会を行ったが、いずれも異議申立人からは提出および回答がなかった。

イ よって、審査会としては、異議申立人の主張について異議申立書に記載された以上の条例解釈上の具体的な理由までは把握できず、実施機関の主張との争点は必ずしも明らかではないが、本件公文書の記載内容の全てを日付毎に検分し、個々に開示・非開示情報該当性について判断した。

ウ その結果、実施機関が条例第 19 条の 2 第 2 号に該当するとして非開示とした部分については、その内容を検分しても明らかに請求者以外の個人に関する情報であり、これを非開示とした判断は適正であることが確認できた。

エ なお、本件処分においては、条例第 19 条の 2 第 2 号ただし書きの規定に基づき、各日付の記事の記録者や対応者としての保健相談所職員の氏名については公務遂行に係る公務員の情報として非開示情報からは除外されており、この点適正に開示されていることも確認できた。

オ つぎに、実施機関が条例第 19 条の 2 第 1 号に該当するとして非開示とした部分であるが、いずれもその内容は実施機関の説明どおり、診療に係る情報もしくはこれと不可分の情報であることが確認できた。

カ 一般的に診療に係る情報については、患者本人に知らせないほうがよいとされるものがある一方で、本人に告知することに特段支障がなく、かえって告知が治療の効果を高めるという場合もあり、どちらが適切なかは個別具体的に事情が異なってくる。しかしながら、いずれの場合においても告知が適切か否かの判断は、医師が患者の病状や医師との関係、治療環境などを専門的見地から総合的に行うものである。

キ さらに、その対象が精神医療に関するものである場合、医師と患者との信頼関係や告知が患者の精神状態に与える影響といった複雑な要因をより高度な医学的、専門的な見地から判断する必要性も認められるところである。

ク このことを踏まえれば、実施機関が当該部分を開示することは今後の治療の妨げとなり、ひいては本人の健康な生活を害するおそれが高いとする説明は理解できるものであり、条例第 19 条の 2 第 1 号に該当するとして非開示とした判断は

妥当であると考える。

(4) 本件公文書の管理について

ア 異議申立人は、本件公文書が本件開示請求の後に作成された疑いがあり、実施機関の個人情報の管理体制には問題がある旨主張しているが、その根拠は明らかにしていない。

イ この点、実施機関は明確に否定しており、当審査会が本件公文書を実際に検分しても、不正な事務処理が行われたような形跡は確認できず、異議申立人の主張を直ちに認めることはできない。自己情報の開示・非開示の適否に係る審査という面で見れば、この文書管理の問題が上記5(3)に述べた当審査会の判断に影響するものではない。

(5) 以上のとおりであるので、当審査会は、実施機関が行った本件処分は取り消す必要はないものと判断する。

6 審査会の処理経過

本件異議申立てに関する当審査会の主な処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

【別紙】

審 査 年 月 日	処 理 経 過
平成23年11月7日	・異議申立書の受理
11月16日	・練馬区長（実施機関）から諮問
11月16日 （第6期第11回審査会）	・本件異議申立てについて審査手続開始決定
	・実施機関へ非開示理由説明書の提出要求
12月8日 （第6期第12回審査会）	・実施機関の本件異議申立てに対する説明と審議
平成24年1月6日	・非開示理由説明書を受理
1月16日 （第6期第13回審査会）	・非開示理由説明書の審査
2月23日 （第6期第14回審査会）	・答申内容の検討
3月22日 （第6期第15回審査会）	・答申内容の検討および答申文の作成
	・練馬区長（実施機関）への答申